

大阪市告示第1782号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年12月27日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年1月2日（木）から 同月3日（金）まで	午前9時から 午後5時まで
	令和7年1月6日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和7年1月14日（火）	
	令和7年1月20日（月）	
	令和7年1月27日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地運動場	令和7年1月2日（木）から 同月3日（金）まで	午前9時から 午後5時まで
	令和7年1月4日（土）から 同月31日（金）まで	午前7時から 午後5時まで
鶴見緑地庭球場	令和7年1月3日（金）	午前9時から 午後5時まで
	令和7年1月7日（火）	午前9時から 午後10時まで
	令和7年1月10日（金）	
	令和7年1月14日（火）	
	令和7年1月17日（金）	

	令和 7 年 1 月 21 日（火）	
	令和 7 年 1 月 24 日（金）	
	令和 7 年 1 月 28 日（火）	
	令和 7 年 1 月 31 日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）